

史料紹介 「薬王寺来由記」

四国八十八ヶ所霊場第二十三番札所医王山薬王寺は、厄除けの寺としても知られた阿波の古刹である。四国大学文学部では授業の一環として、同寺の宝物調査を学生たちが主体となって行っている。平成二十五年度に古文書班として薬王寺伝来の由緒書を調査した磯崎進之介・名倉稔・南城賢志は、授業終了後もその解説に努力した。そこで、伝来する由緒書のなかで、内容の豊富な「薬王寺来由記」を紹介するものである。

(表紙)

一

蜂須賀主殿様江差上扣

来由抜萃記

醫王山薬王寺

一

須藤茂樹・磯崎進之介
名倉稔・南城賢志

(二丁目表)

醫王山薬王寺来由記

一 弘仁六年 弘法大師寶齡四十二之御時、自他之

厄難を除んか為ニ、三国傳來之靈木を以て

薬師如来之尊像を彫ミ給ふ 并平城・嵯峨・淳和御三帝
御禳厄會御執行事、

寺傳云、大師唐土方歸朝有て禁裏之護

持僧たりし時ニ、先帝 平城太上天皇ハ

桓武天皇第一皇子ニテ御位を桓武第二皇

子嵯峨帝 平城
弟君ニ譲リ給ひ、先帝平城上皇

(二丁目裏)

之皇子高岳親王を嵯峨帝之東宮と

定めぬ、時ニ先帝之寵臣藤原仲成并ニ

御愛妃仲成妹、菓子兄妹威勢なきを恨ミ、

類ニ都移し流言を以て、平城帝ニ再祚を

勧め奉り、仲成・菓子之兄妹大臣皇妃之位ニ

昇て権を振んとの謀返なりけれハ、此事二付、先帝當今御兄弟中悪く成て、既二軍事二及へり、余るに平城太上皇・仲成等之兵

(二丁目表)

軍利あらずして、終二薬子ハ毒を吞ミ仲成ハ残罪せられ、東宮皇太子高岳親王もこの企に組する由二聞けれハ、終二東宮をすへり、弘法大師に從て出家給ひ 大師十大弟子之隨一 先帝も奈良の宮ニ蟄し給ひ、弥不和なりける、此時弘仁六年平城帝四十二歳ニ成せ給ふに依て、大師ニ平和之内勅有けれハ、大師も御同齡之事故、兼て深山大澤拝敷行脚之日、厄除佛有縁相應

(二丁目裏)

之地を見定め置れ給ふ事なれハ、且く護持僧之職を辞て密二阿波國日和佐浦へ渡海し給ひ、當寺ニて薬師の像を彫ミ、上ハ平城帝之内勅ニ應し、次ハ自の厄難消除、下ハ末世衆生之為ニ禳厄會を修し給ひけれハ、真言不思議之咒力を以て、仲成・薬子自己の謀返なる事顯れて平城・嵯峨之両帝御中元の如くニ成給ぬ、此弘仁六年之禳厄會大師密ニ修し給といへとも、自然と

(三丁目表)

嵯峨帝之天聽ニ入て、委く勅問答ありしかハ、

御感有て嵯峨太上皇寶齡六七の御時天長三年大師ニ勅し、亦於當山大師再ヒ禳厄會を修し給ふ、其後天長七年當今淳和天皇 桓武第三皇子 四十

二歳之御時亦復大師ニ勅し、大内記小野篁朝臣

渡海有て禳厄御願宣旨并法會料二播磨國之稻五百束を下し賜り、善美を尽して堂舎修造し、大師三ヶ度禳厄之勅會を修し給ふ、此吉例を以て

(三丁目裏)

以来上下貴賤厄年ニ當りぬれハ、當寺へ歩を運事、月日を追て弥増しぬ、大師嵯峨帝に勅答なく、凡厄神の祟り悪星の障ハ真言咒力にあらされハ免れがたし、大聖世尊すら厄年ニ提婆の難ニ羅りて足指より血を出し、至聖の孔子モ猶以て凶運ニ陳蔡の暴ニ値へり、若然らハ、此尊像ニ 當寺 本尊 歸命して深く祈まかるへしといへり、大師開基時上下石壇自然ニ男女ノ厄年ニ蒙り、

(四丁目表)

金堂廿八柱ハ廿八宿を移すと云々、一清和天皇本尊を拝し、并御劔錦帳奉納の来由、寺傳云、元慶四年清和天皇御飾を下し玉ひ、畿内近國名山佛閣園見巡り給時、當寺本尊の靈異を慕セ給ふといへとも、山海隔りぬれハ、且く丹波国水尾

寺ニ皇居有て、阿波国へ勅使を下し、本尊を動座なさせられ、別水尾寺にて本尊薬師如来ニ主孫長

久を祈り給ひ御愛劍并錦帳を収め給ふと云々、
御偷旨

(四丁目裏)

一昔本尊の靈像南沖の方ニ向い給ひぬれハ、順風ニ躬るが

如き船も本尊の正面ニ至りぬれハ、忽ニ逗下て進事を得ず、依て船人等帆を下け、積物を海に入れ遙拝積物之船尾也

せりとそ、

一寛平法皇禊厄の為ニ潜ニ当山ニ玉趾を止め給ひ、只禊厄の御祈耳ならず、秘密の御修練を励し給ふとそ、延喜八年法皇宸筆御願、又ハ當寺第一の重寶なりしニ文治の火災ニ焼亡す、誠ニ惜むべき事なりや古記に

(五丁目表)

見へたり、

一延長四年、御父君寛平法皇御勸ニ依て、延喜帝藤原清貫卿を禊厄の勅使として、阿波国勝浦庄を永く本尊の修供ニ充て給ふ旨賜りぬ、
一天慶年中阿波介紀国風と言へる国司當寺本

セリ尊を深く信す、或る時軍陳進退斯の如く用ゆへしとの靈夢を蒙れり、深信の国風夢の告の如く軍勢

催促し待ける處ニ、伊予掾純友伊予・讃岐ノ方より不時ニ藤原之

(五丁目裏)

寄せ来れ共、靈夢の告ニよりて待設けたる国風、兼て夢ニ告給ひし陳立にていとミ戦けれハ、不思議成かな黒雲の間より薬師如来・十二深夜又の類を左右に随へ○上雨霰宇玉上の如く矢石を飛して攻けれハ、多勢強敵の純友なれと異神眼ニさへきり物ニおそわるる心地して、當国并淡路の間にて数度国風ニ追伐せられ、純友の多勢大半伐なされて、漸く手勢引具し、備前・播磨の方へ逃げ帰りぬ、是偏ニ本尊薬師如来の加

(六丁目表)

護力なりとて、紀国風は信心肝ニ銘し、益當時ニ歩を運び、後ニ當山ニ六角堂を建立せり、依て世人六角國と呼しとなん、或説紀國風六角京都に住けるゆへとも言へり、

一冷泉院帝禊厄曾勅使ありと云、正暦年中の事歟、

一御冷泉院禊厄御願ニ宸筆金字薬師経を納め給と云々、

治暦二年此帝四十二歳ニならせ給ふ由、

一寛治七年白河法皇の院使院護持僧隆命僧都渡海し天台宗近江園城寺僧

て禍厄曾を修すと云々、天永元年當山住職宍山阿闍

ヨリ明治十一□一退七寺□□筆□

(六丁目裏)

梨二勅して法皇六十一の禳厄會を修せしむ、但寛治年中隆命僧都の御修法ニハ宥山十二天供を修し、天永の御修法ニハ宥山自ら大壇の阿闍梨を勤るとの支度注進伴僧卷数等の案文當寺宝藏ニありしニ文治回録に焼亡す、然共西院聖教ニ往々ニ此修法の事を載たり、

一天養元年鳥羽法皇禳厄の院使ありと云々、

一文治四年の火災後鳥羽院新佛造立并秘佛の来由、

寺傳云、文治四年ニ火災起りて、同舍残らず焦土と

(七丁目表)

なれり、此時風勵しく本尊を出得かたく、皆忙然

として見る所ニ薬師如来光を放ち、自ら飛出ぬひ、堂の

辺の桜の木ニ巖然として座し給ひ火鎮りて西をさ

して飛去り給ふ、西へ六十町斗ヲ入て玉の形なる山に

窟あり、夫より夜々光を放つ、此山ハ當寺奥院玉

厨子山是なり、後鳥羽院深く歎せ給ひ、頼朝卿ニ勅し

時之御偷旨も後ニ焼失と申伝ふ

新佛を安置し玉ふ、伽藍再建奉行尾形臣

設楽某申と棟札ニ有 入佛供養落慶

の日貴賤群衆の時、白昼ニ彼窟より先ニ飛去り給ふ、

(七丁目裏)

本尊薬師如来此東雲ニ乘し妙なる光を放て帰り給ひ、

玉ふ

厨子の内へ入らせられぬ、新佛と向ひ座し給へハせらへ後而

薬師と云、自然ニ扉閉て開く事能されハ、以来秘佛

とハなりぬ、此時飛入給ふ儘、後へ向き歸し帰せハ、正

面の海中の通万船逗する事息ミぬと、然共此遺風にヤ

中古にて土佐通の船新杯二名を印し海ニ入、本尊に

捧けしに、自然に當浦ニ浮着て土人捧け来れる事、

●●あり
古木今尚存せり

(八丁目裏)

一土御門皇居并下馬、下乗礼の来由

寺傳云、後鳥羽院倉橋庄の事より北條義時と合

戦ニ及び、禁裏方の軍利あらずして、後鳥羽院ハ隱

岐國へ遷され、皇子土御門院ハ鎌倉追討之催、然

らざる由、父君後鳥羽院ニ諫め入れられしかとも、御聞入

なく、かかる大變ニ及へり、依て土御門院の御罪鎌倉

の評定区々なれ共、御親子の事なれハ御兄弟の皇

子諸共土御門院上皇も土佐國へ遷され給ひぬ、其後

(八丁目裏)

嘉祿二年阿波へ遷り、當寺を皇居として遂ニ寛喜

三年十月十二日崩御し給ふ、今ニ東大門跡ノ下馬礼、

西大門、今の仁王門ニ下馬礼有ハ八十三代土御門院皇

居の先縦なり、

一円満院宮御渡海并伽藍修造の来由

寺傳云、土御門院御諫の事、鎌倉ニ評定有て土御門

院崩御十余ヶ年後土御門院第二皇子後嵯峨院

御即位ましましぬ、依之寛治元年冬より當山

(九丁目表)

伽藍再婚なさせられ、翌二年土御門院第一皇子園

満院仁助法親王落慶の法筵二入らせ給ひ、尚又土御門

院御遺骨を山城國山科二遷され給ふ、依て今土

御門院陵ハ當山ニハなし云々、

一御深草院御宇ニも後嵯峨上皇猶自ら政を聞召れ、数千

貫庄を當寺に寄せ給ふとぞ、其所詳ならず、後嵯峨

御繪旨被下置

上皇禳厄御願。五層塔を建立し玉ひ、嚴重の供養なり、寔ニ

當山伽藍僧坊繁栄成ハ此時ニなん申傳たり、其後弘

(九丁目裏)

安七年後深草法皇禳厄會の儀式御兄上皇の例の

如しと云々、

一龜山法皇禳厄會并大明國御渡海の来由

寺傳云、正應三年九月三日之夜、甲斐源氏末葉強弓

達者悪黨者淺原八郎為頼鎌倉禁錮父子三人

禁裏へ馳入、天使御座所を尋る内ニ宿直の武士五

十人斗防き戦ふ、為頼叶ハしと思ひ腹巻脱ぎ捨

褥

御座所の菌の上ニ而切腹す、右の刀ハ龜山法皇籠

(十丁目表)

臣三條中将實守朝臣重代の名劔なる事かくれ

なけれハ、六波羅より實守朝臣を召取て糾明す

るに龜山院の皇子儲君数多ましますを捨置、

鎌倉ハ即位潜祚東宮在坊我儘ニ致す事を龜

山法皇深く恨ミ給ひ、為頼ニ乱妨せしむる由ニ聞へけれ

ハ、龜山院を六波羅へ押込メ奉り、已ニ遠流との沙汰

ニ及し時、龜山院御歳四厄祟なれハとて南禪寺の

十二と云

開祖大明國師を密ニ當寺へ下し、禳厄會を修し

(十丁目裏)

給ふに、不思議成哉、禳厄の感應空しからず、法

験あらハれて、鎌倉の疑晴れ事忽ニ静りぬ云々、

一西園寺殿下并右大將家、北条六波羅等祈願寄付状等

数通有り、是等以下細川家寄附状等数通 蓬庵様

・忠英様江奉入御上覽候由、委細以下二記之、

一伏見上皇禳厄の院使、徳治年中ニ有りと云、

一後宇多法皇禳厄會内勅の来由

寺傳云、延慶二年當寺住持薩摩律師圓真を

(一一丁目表)

後宇多法皇御所嵯峨大覚寺へ召されて御法話有り

圓真ハ時の、猶法皇當厄消除の御修法圓真内勅を

学匠なり

蒙り修奉る、此時より當寺代々嵯峨御所ニ而得度剃

髮庭儀灌頂等を授与せらる後、天和二年御改の

御方今ニ右御所御直末寺なり、

一以来北條の末、世上物騒なれハ、勅使院使止之ぬと云々、

寺傳云、以上古代縁起ハ文和三年十二月一日南蔵院主
法眼昇堂記之と奥書ニ見たり、

(十二丁目裏)

一伽藍棟札ニ貞治五年大檀主四国探題細川右馬頭頼之修
造之供養導師薬王寺宥海上人とあり、

一細川頼之禪厄并別願の来由

寺傳云、應安元年京都へ上屋形方細川家臣宇佐

平太左衛門尉當寺ニ參籠して禪厄會を修す、其

時武蔵守ニ任し、官領為望之由、頼之當寺之状に

右文段見たり、此別願遂ニ叶しとや、

一康暦年中頼之管領職被止て、當國へ歸り剃髮して常久

(十二丁目表)

と改、尤此時當寺ニ參籠して再ヒ管領ニ任ル事を本尊ニ
祈るニ、本尊薬師夢想の告ありて、遂ニ明徳二年ニ上京

再任すと云々、

一細川前武蔵守頼之入道常久京都方薬王寺寺領五百石

永代可令寄附之由寄附状并添書有り、偏二本尊靈夢

願望成就之故歟と云々、

一應永七年義満將軍禪厄會ニ付、細川頼元修造之と、

委ハ棟札ニ見たり、

(十二丁目裏)

一應永廿四年義持將軍禪厄ニ付、右台命を蒙由、細川右

京太夫満元の状ニ見たり、

一義教將軍、義政將軍禪厄の時、皆以細川家先例之如く

台命を蒙と云々、

一敵將山名調伏護摩の来由

寺傳云、抑應仁の軍ハ開癖關以来、日本惣乱の根元ニ而、

就中御國城主京都管領職細川右京大夫勝元、其

味方十八ヶ所國諸大名の勢十六万騎、敵方ハ山名持豊トヨ

(十三丁目表)

入道宗全、但馬・播磨廿五ヶ國大名十一万騎の勢、

天下兩段二分て、京都の東西ニ陳を取り、七カ年の間

毎日毎夜合戦セリ、文明四年ハ大將細川勝元厄年

ニ而、扱當寺ハ祈願寺之上、先縦の吉例なれハ、禪厄の法

會を設け、尚又當寺住職宥增僧都ニ命して、敵將

調伏の秘法を修せし、尤日時調伏護摩呂壇の中へふしぎと

滅亡の法験顕色ルレハ

入道持豊血を吐き矢を負て真逆様に落入有様

顕れしハ、誠ニ不思議、奇特の法験なり、早速京都へ

(十三丁目裏)

注進ニ及候處ニ、山名入道遂ニ病死し、細川勝元勝

利となり、京都の乱ハ静りぬ、此應仁の乱より、足利

家威勢衰へて分國押領、君臣父子乱妨の戦國トハ

なれり、御國細川家も衰へて三好、松永権柄をとり、

當寺細川家合力もそもくニ成ぬ、其上天正初二ハ土佐守

長曾我部元親の子息の船牟岐浦着岸之処、右浦人ニ

殺され、父元親淺川、牟岐辺を乱妨セし、餘殃ニ當

踏
寺所々跡ミあらしニより、弥堂舎破壊ニ及ひぬと云々、

(十四丁目表)

一難風ニ而船正ニ覆らんとする時、髪を剪り○當寺本尊へ祈誓すれハ、本尊

其難を救ひ、またハ難産ニ而巳ニ絶入女の髪を剪り本尊に

奉れ○祈念すれハ忽蘇生安産する事男女とも髪ヲ剪て本尊へ棒祈請する輩多し

安産蘇生其数多し、今ニ○新ニ剪男女の髪數十たへ、
る時なし、信すれハ靈験弥新成もの坎、

以上、中古縁起自下 御當代今古の来由

一家政様伽藍御修覆本尊供米領并有英上人の来由

寺傳云 蓬庵様御入國○御國中旧跡靈佛○御尋被

遊候中ニ、當本尊御耳ニ達、千後御巡國之砌、當寺伽藍

(十四丁目裏)

三十六ヶ所 薬師堂七間四面 釈迦堂三間四面 五層塔式

間半 護摩堂式間半三間 大師堂三間四面 求聞持堂式間

四面 六角堂壹間半六面 観音堂壹間半四面 一切経藏

式間半四面 千体薬師堂壹間半式間 十王堂壹間式間 護

神堂壹間四方 鐘樣堂壹間半四面 午王堂式間四面

鎮守白山権現社二字 御拜殿壹間半式間半 祇園社

愛宕社 住吉社 弁天社 山神社 各五尺四方 鳥

居高壹丈余 西大門 東大門 各三間半式間余 下

(一五丁目表)

馬札下乘札 本坊 薬王寺客殿 庫裏 宝藏 正寺家

覚院 持寶院 北室院 上之坊 神明院 東之坊

仙藏院 南藏院 中之坊 下之坊 安養院 池之

坊 十二ヶ寺八僧中 以上堂舎三十六ヶ所余并中古繪旨、

御教書、細川家寄附状等御覽被遊、國中第一之伽藍

無比類由緒等遂一御感心被為在、種々御彌歎之御秀

詞御座候而、御祈願寺ニ被仰付、猶當寺ニ御止宿被為○成

住持有英被召出、御咄伽申上候、因ミ上人俗姓

(十五丁目裏)

御尋ニ付拙坊起立者濱権正入道安心嫡子之

元禄元年

先祖八源三位頼政之苗裔十一歳之時、嵯峨御所ニ而

得度剃髮任中年高野住山事、教呂律十八ヶ年

天正十四年

遊学之処、當寺先住有深上人附屬を受ケ住

職仕居候、父入道は御存知之者ニ而御座候旨、申上候、

濱権正入道安心ハ 蓬菴様竹馬御同様之御事

故、當寺ニ而親子共親く御咄申上候、且 仰之中ニ

古代・近代寺領場所御尋ニ付、開山八百年以来天子

(十六丁目表)

御朱印区ニ御座候処、唯今之伽藍者、後嵯峨・御深

草両帝の御建立を三百年余時々建替へ建續

仕候而し、又寺領も細川家方五百石被充行御座候處、

五十ヶ年以來者軍馬・人夫等寺領ニ适相掛り、右五

百石も追々打捨リニ相成、唯今ニ而ハ見へ掛ニ開夕之

地御座候を、土州五臺山方召連来候家来并當寺譜

代之者共ニ為作寺相統仕候故、却而安穩ニ罷在候
ゑ共、御覽被遊候通、伽藍破壊ハ誠ニ迷惑ニ及申

(十六丁目裏)

由申上候処、蓬菴様仰ニハ伽藍修覆并五百石
場所も免許地ニ致可遣旨被仰所候、御元ニ有英申
上人ハ伽藍御修覆被成下儀、難有旨御受申仕候上也共
知行御受ケ申上候而ハ、又候軍馬人夫等ニ迷惑ニ
及候様相意得候ニ哉、寺領御寄附之義遮而御辭
退申上候ニ付、誠之出家成哉と御答被為立候而被
仰付候ニハ、古代より由緒連綿タル、本尊も境内見通ニ
於て高十五石、本尊為供米料寄附。可致置との御儀ニ而
并境内山林竹木等ヲ御免許

(十七丁目表)

御證文被成下并伽藍卅六ヶ所余も無程御修覆被為
仰付候、尤も右御證文にて御引渡被成候、田畠物成七
十石も有之候処、享保年中御檢地入高五十石余
打出ニ相成り、以来葉王寺名負として御上へ御年貢

成申候、御檢地奉行へ御由緒不申処敷、右様成行候者
時之無念と申傳居申候、

一送夫被下候来由

寺傳云 蓬菴様御本城并西御丸へ度々宥英被

(十七丁目裏)

召出 福聚寺東岳長老様と御咄申上候時、長老

ち内示申上候ニ付、蓬菴様被迎出候ハ葉王寺義ハ、
渭津姓(マツ)来遠方、殊ニ山坂難渋可致間、送夫八人

此度相渡可申との御事ニ而難有御意を受ケ申候、但比
節ハ御札守月々指上候ニ、直ニ罷出、或ハ代僧又ハ家来
ヲ以ても直ニ御城へ指上候、濱入道方家来使ニ書状并ニ
献上品杯指上右 蓬菴様方之御返候翰御加筆ニ葉
王寺方家来指越候ニ何品贈給令祝着候抔御文章

(十八丁目表)

等通濱氏之家ニ御座候、
一敬台院様求子御祈祷并御奉ヲ納物の来由
寺傳云 至鎮様も宥英ヲ御同断御懇切被成下、尚又
敬台院様方求子御祈祷蒙御長々御札守指上

候処、近々御願満被為遊御誕生被為立候、就中
忠英様亥御歳之由 敬台院様方御別願御祈祷
被仰付候、元和二年御代參林道感殿御佛詣被成、
至鎮様方御紋附幕并佛具等品々御奉納并有

(十八丁目裏)

英へ御布施物巻物等被下置拝領仕候、敬台院様
ちも種々御奉納被為進候、右住持有英者其後、土佐國

五台山へ罷歸り右寺ニ而正保元年遷化仕候、
彼

一葉英様元和四年、五年就御病氣別願御祈祷蒙仰候、
忠

御在江戸ニ而直ニ難指上候ニ付、敬台院様へ御札守指上申候、

一 忠英様寛永二年薬師長日護摩台齡千秋御武運

長久御祈禱被仰付、老ヶ年卜護摩三百六十余ヲ座

毎歳卷数指上申候、右比前後御常例共御札上ニ罷成候

(十九丁目表)

一 一伽藍廿六ヶ所余再焼失の来由、

一 伽藍廿六ヶ所余再焼失の来由

寺傳云、天正之末 蓬庵様御修造^方 至鎮様

老ヶ度 忠英様老ヶ度皆以御作事附御手普請ニ而

御修覆被仰付候処、寛永十六年八月六日夜失火ニ而

堂舎僧坊并寶藏共廿六ヶ所之伽藍等悉く焼失仕、

殊ニ 蓬庵様本尊供米御證文山林御免状并殺

生禁断札、下馬下乗札を始、中古輪旨院宣

(十九丁目裏)

一 并將軍御教書細川家寄附状外ニ品々之口納

物此時鳥有と相成候、誠可恐惜限ニ御座候、

一切支丹御改相始り此辺之分薬王寺ニ被仰付相改申候、其後

濱幾右衛門へ仰付候由筆記御座候、

一 義傳様御石碑之来由

寺傳云、蓬庵様仰ニ而、忠英様御代高六尺

斗成ル御石碑峻徳院殿前阿淡両州大守四品心岳

義傳大居士神儀と御法名彫附、薬師堂ノ上ノ山ニ御

(二十丁目表)

建立御座候処、大風ニ而大木折掛り破損及崩込^木ミ

候処、寶曆年中當山へ御巡見使御出前ニ郡所山内

理助殿へ直ニ内見分被參、早速修覆被申附候、

一本坊再建假立之来由

寺傳云、正保年中 忠英様^方本坊造立料米

五十石、檜、杙各五十本、松七十本被下置候へ共、假立造

用ニも往足不申ニ付、増限之義御願申上候処、両度御上

洛以来打続、御手傳御蒙被為立御用途多端ニ而

(二十丁目裏)

増限難被仰付ニ付、五、六ヶ年も相見合候処、先達

而被下置候御米、徳嶋御藏ニ御預ケ申置候ニ付、毎年給

替へ被仰付御煩敷故、何分受取假立ニ而成共、再建

候様御催促被成候ニ付、林伯耆殿、鳩左兵衛殿、寺沢

式部殿江御國中老軒、老本初尾願申上候扱、御鏡

被下願通被仰付、承應三年 光隆様御代造ニ

鐘楼、中門、方丈、庫裏、寶藏假立ニ成就仕候、

一本堂御再建の来由

(二十一丁目表)

寺傳云、光隆様承應三年廿五御厄ニ付、六月に

御代參原宅左エ門殿御參詣被仰付候ハ、大守様此

度本堂造立之御立願仕様被為仰所候間、右御

願状仕候様被申聞奉筈御立願候、其後御病氣ニ

被為入、殊ニ難性之痘疹御悩ミ被遊、當寺へ度々

御祈禱被仰付、御札守奉指上候、追々御平愈被

為遊、寛文二寅歳本堂五間四面、鎮守、仁王門

右三ヶ所新ニ御建立御奉行濱幾左エ門、濱五郎兵衛

(二十一丁目裏)

翌卯年迄成就仕候、尚又 御前様御求子之法

駿被聞召、江戸へ御札守指上申候、御取次長谷川越前

討殿ニ而御懐胎方八月々右御御安産之御札越前主計殿

迺指上申候、

一 御當職直當格の来由

寺傳云 蓬菴様方薬王寺ハ、○御當職附ニ御定被下、先年ハ御頭人様ともあり

依之諸事直當ニ仕来候、宥英上人弟子宥秀并宥

秀弟子宥雄ト寺附屬受候砌、御當職方直ニ仕職

(二十二丁目表)

被仰渡候、已ニ宥秀仕職被仰付候ハ、寛文十一年 綱通
様久々御在江戸ニ付、山田丹下殿御取次ニ而難有

御奉書被下候、宥雄ハ元禄八年長谷川主計殿
寛文

方被仰上継目御目見等仕候、然所寛文十二年

春方宥雄病氣附、上方養生、山田丹下殿御願

申、尚又留守居ハ弟子深慶房ニ看坊御願申上候処、

御聞届被下、上方へ罷登候、同年十二月二日延之義、

大坂御蔵屋敷へ申処、御頭人江御窺被下、御聞届之上、

(二十二丁目裏)

寛々養生仕、延寶二年八月ニ罷下り、御當職へ御札ニ
罷出候節、郡所岩田関左衛門殿附ニ相成居申ニ付、御當

職へ當寺御由緒成来ヲ以御歎申上候処、被仰聞候ハ、

薬王寺義ハ直當ニ書状遣申寺捌ニ候得共、長々之留主

ニ付、看坊へ直當難成、郡所へ相渡申候、尤モ寺社兼

帯之郡所ニ候へハ、惡敷義有之間敷候得小是預置と存シ

候、若心底ニ叶義候へハ、可被申候哉との義ニ付、御當人

直當ニ御引直シ可被下旨申上、帰寺仕候処、貞享年中

(二十三丁目表)

方宥雄義、又候長病ニ而、遂ニ元禄八年二月遷化

仕候、右ニ付以来郡所附ニ居リ罷有候、此已前御用人

并御国奉行方之諸御用御祈祷等被仰付候手

紙数通御座候、

一 御目見座席相違之来由

寺傳云、綱通様御代ニ先住宥雄延寶三年

御目見ニ登城之処、御用人御指図ヲ以薬王寺座

席 蓬菴様御代ニ獨礼ト席配御定被成候方遊

席 蓬菴様御代ニ獨礼ト席配御定被成候方

(二十三丁目裏)

以来太龍寺・羅林寺に牛午角年藤戒藤ニ御定
之上ハ薬王寺義ハ只今年戒上藤ニ付上席ニ而御目

見被仰仕候、然処貞享二丑正月御目見ニ登城之仕候

処、右向寺之下へ御引被成候ニ付、井後直右エ門殿へ、右

両寺の年戒上臈ニ付而ハ御定之通ニ御直シ被下候様
申演候処、直右エ門殿被申候ニハ、此義ニ付拙者致失
念、最早座配相究候処ハ其僧被見致當惑候、

併被申成ニ付而、右之場所只今仕直シ候時ハ殊外六

(二十四丁目表)

ケ敷、今日之御目見指支候間、後例ニハ不相成候、何分
右様ニ可被致置旨急率ニ被申附、宥雄モ如何敷ハ存
候得共、下城モ恐多奉在候而、次々席ニ而御目見仕候、
下城早速直右衛門殿罷越、遂一演説ニ及候処、御本
城ニ而申演候通、旧例ニハ不相成旨被申候ニ付、先モ儘ニ
仕罷歸り候処、前條申上候通、貞享四年ハ宥雄
義又候長病ニ而遂ニ元禄八年二月遷化。後住候
義ハ弟子延命寺宥證ニ遺狀願通ニ住職被

(二十四丁目裏)

仰付、右宥證ハ遺目御目見モ。被仰付、翌年正月
年頭御目見ニ登城仕、何之子細モ不奉存、鶴林寺
次席ニ而御目見仕以来、定座同様ニ相成、歎ケ敷
存暮シ候上、猶又隆禪寺下ハ御居ヘ置ニ相成、弥
歎ケ敷奉存候、右當識附并御目見座配之義、明
和三年十月郡所猪子勘之助殿御尋ニ付、古格御

引直之義御願申上候ヘ共、御沙汰無之、又候明和六年

太田三十郎殿御尋ニ付、古代、近代之来由并御當人

(二十五丁目表)

直當委細帳面ニ認メ指上御座候、

一本尊薬師如来外宮殿并仁王兩驅 厨子 元禄十一年
網矩様 元禄八

年。御造立被為在候、
新二

一本堂、仁王門、鎮守三ヶ所御修覆の来由

寺傳云、網通様延宝元年河野兵左衛門殿、山田茂

兵衛殿御奉行ニ而御修覆 同御代
網矩様貞享二年筭

村夫兵衛殿、六田権八殿御奉行ニ而二度目御修覆、同御代

元禄十年久米吉左衛門殿、井後半五郎殿、三度目修覆

(二十五丁目裏)

元禄十四年井後平次殿、姫田五郎兵衛殿、四度目正徳五年

斎藤夫右衛門殿、荒川藤次郎殿、五度目、享保九年美馬

十兵衛殿、亀田善助殿、六度目、享保十八年七度目、但寺ヘ

御渡普請、元文二年八度目、延享元年九度目、同

三年十度目、仁王彩色宝曆二年 宗鎮様御代

美馬勝五殿、亀田古助殿十一度目、同六年 重喜様

御代十二度目、同十一年吉田貞之丞、十三度目、同十三年

十四度目、寺ヘ御渡普請、明和四年十五度目、同断安

(二十六丁目表)

永八年十六度目同断、天明七年十七度目同断、享和

三年十八度目同断、以上大破小破共御手普請二而御座候外二、方丈、楼門等御手普請之義、先年方度々

上候へども
雖出願不被仰付候、大師堂、観音堂、奥院堂舎ハ

力
一而二自分普請二而御座候

一修理太夫様享保三年廿五御禳厄御祈禱仕候、御札上様并送吏夫等前例之通二被仰付候、

一繰山明年御厄入二付、元禄十三年極月廿七日梯与一左衛門殿

(二十六丁目裏)

年越節分御代参通夜被成、尚蒙仰候二ハ翌巳年正月方

又翌午年六月迄月々御祈禱仕、月々御札指上候様被仰聞

奉畏、毎月御札指上候、翌十四年六月御代参森武左エ門殿、

又翌十五年御代参疋田夫兵衛殿御一門方御代参御家中方

数多

御頼之御祈禱。右夫々御札相渡夫々方 太守様へ御札御上被

成候、初巳正月西尾数馬殿、佐渡半兵衛殿、西尾夷則殿江送

夫先例之通申上候処、早速八人被下候、并長袖之義故、ケ様成御用之

往来二每々麤略意得違之者有之難儀仕候旨、御三人江申

(二十七丁目表)

成候処 繰山様被為節付之御趣ヲ以御手焼燈壹張拝領

奉頂戴候、尚又以来公私共常用候様被仰付御座候、将又

代僧御札上ハ御本城二而御用人江申上、直二罷出候節ハ御茶道

ヲ以御前二御札居へ置御奏者御呼成二而御目見仕奉指上候、右

御札指上候度毎二都合八ヶ度獨々札御目見仕候外二御奉納

御品并御一門方御家中御初尾。委細別帳二御座候、

一承國院様享保一八年廿五御禳厄御祈禱仕来通二被

仰付御札奉指上候、

(二十七丁目裏)

一宗鎮様宝曆十一年御入厄二付、蜂須賀一学殿於富田御

殿被仰出候二ハ、當六月方明午六月迄月々御祈禱仕、月々

御札指上候様被仰付二付、月々御殿二而一学殿へ指上申候、

御入厄六月御代参渡瀬新吾殿御初尾白銀式枚御祈

禱料同七枚御脱厄、六月御代参赤川孫惣殿御初尾御

祈禱料御同断被下置候、送夫之義一学殿より郡所へ御駈合、

八人被下候并一学殿へ御目見之義、御願申上候へ共、御病氣被為

入御趣ヲ以不被仰付候、

(二十八丁目表)

一太守様寛政八年郡所稲田武七郎殿方當御入厄方御脱厄

迄御祈禱被仰付、尚御取約メ之御時節二付而ハ祈禱料

兩年白銀十四枚被下置、送夫も二人御減少被仰付候、然共

御札守兩年之間、月々二奉指上候、

一御先代方 御前様・御連技方・御姫君方并御一門方御奥

向数度別願并禳厄等御祈禱被仰付候、

一將軍様御厄二付 繰山様方御禳厄御祈禱被仰付候、其余

公儀御祈禱三ヶ度被仰付候、年月難相知候、

(二十八丁目裏)

一有栖川宮様兼而當寺本尊来曆被聞召、宝曆年中二紫

符

幕御簾御会付等数品御奉納被遊、元方每歲御札守指上候、尤モ上京御對顔之節、藥王寺之手近被為取御口合頂戴御丁寧之御意被成下候、先年御息所房君御方御臨月兩死月二相當り後之月へ延候時ハ子死月二而殊外御心痛被為成、臨月之前月ハ宜敷旨二而御祈禱被仰付相勤、別前月二御誕生被為在、右為御歡種々御奉納被遊候外二御染筆和歌被下置候、文化元年江府西御丸へ御入輿被為在候、

(二十九丁目表)

樂姫宮御道中御安全并衆人愛敬之御札守指上候、為御会釈中山公御染奉被添被下置候、

隱岐守様

一予州松山様當寺へ御祈願御頼被成來候、御厄二付而ハ御代參入厄脱厄兩年御指越被成候、文化四卯年勢見江出張之前も前年二モ旨加筆申演候処、當主 松平立九様方白銀三枚御寄附被成候、公義より

一徳川御當家方御國へ御巡見使被為立人馬御改メ并名山佛閣御見分被為成候節、阿波御國中二當寺耳伽藍御

(二十九丁目裏)

御座候
改有之事ハ、古代・近代御勅願、將軍家御寄願寺等旨

祈

成□□敷

曆然タル由緒二御座候、茲二御巡見使牟岐浦止宿之時、明日藥王寺相改可申候旨、惣肝煎へ被通候、元方先例之用意二付而ハ、西大門へ住持出迎案内二而當寺伽藍有

姿并古代伽藍堂跡二ハ立札ヲ以夫二記シ置候山林町敷寺領高国主建立之堂舎、自分普請之堂舎手日記ヲ以

御改被成、夫方寺へ御三使御入此時ハ、御座所皇居二御尋被成御朱印も御座所と申間、相濟被差置候寺二而住持罷出候、
(付紙)

有栖川宮家二関スル記事

(三十丁目表)

昆布、茶菓、酒肴、饗應三使始終之挨拶等却而御三使

異

記録二ハ諸事委敷二哉御當家数度御改之趣不相替候、右當山御改相濟日和佐浦御泊御本陣御宿被成、装束御改御參詣被成、又ハ御代參等不定御初尾金三百疋宛扱帰駕之此相考御札守伽藍書附藥王寺直參指上申候、其節古代・中古両度火災二記録等焼亡之旨演説二及候二御巡見使二ハ先年綸旨・御教科書等御留置之体二而何角事新二承候義共御座候、

(三十丁目裏)

一葉王寺方二里斗奥山河内村寺木山ハ右村西山と申候所二方二里廻り成ル山巻ヶ所中古迄此山當寺修覆料二被充行候由、然二右山日和佐村渡世山二相成有之候、年月難分候へ共、寺木山と名け、當寺修覆山之由、寺并土俗之申傳二御座候、

(別紙)

嘉禄二年とある貞応二年(吾妻鏡)とあり

御崩御十月十二日(宮内省八十一日トス)

貫は約五石位 足利時代には
土地領貫を以てナリ

〔付記〕

平成二十五年度「地域がキャンパス事業」の一環として、四国大学文学部が「日中比較文化史演習(芸術)」で行った四国八十八ヶ所霊場第二十三番札所薬王寺の文化財調査の成果の一端である。平成二十五年八月三日(土)「四国大学文化財調査報告会」において磯崎・名倉・南城が「縁起が伝える薬王寺の歴史と伝承」と題して発表を行った。その後、その報告をもとに釈文を見直し、成果として公表するものである。

(文学部日本文学科日本文化史・博物館学研究室)